第

5509

号

REÂDAS U-ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2016年)$ 平成28年 7月 13日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 割引発行の公社債の評価

Q:割引発行の公社債の相続税評価が改正 になったそうですが、どのようになったので すか?

A:次のようになりました。

【解説】

割引発行の公社債の評価は、次に掲げる区分に従い、原則として市場価額を基に評価することとされていました。

- ①金融商品取引所に上場されている割引発行 の公社債
- ②日本証券業協会において売買参考統計値が 公表される銘柄として選定された割引発行の 公社債(金融商品取引所に上場されている割 引発行の公社債及び割引金融債を除く)
- ③①又は②に掲げる割引発行の公社債以外の 割引発行の公社債

しかし、平成25年の税制改正において、割 引発行の公社債の償還差益に係る源泉徴収が、 発行時ではなく償還時に行うこととされたこ とから、割引発行の公社債の評価については、 割引発行の公社債の差益金額につき源泉徴収 されるべき所得税の額に相当する金額がある 場合には、その金額を控除した金額によって 評価することとされました。

この改正は、平成28年1月1日以後に相続、 遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適 用されます。







